

伊丹市オープンデータ化推進基本方針

1. 目的

この基本方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」「世界最先端デジタル国家創造宣言」等を踏まえ、本市が保有する情報をオープンデータとして市民（法人その他団体を含む）に公開することにより、次の各号に掲げる目的を達成するため、市がオープンデータ化を進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

- (1) 市政の透明性及び信頼性の向上
- (2) オープンデータの利活用を促進し、市民参加及び官民協働による諸課題の解決
- (3) 情報の公開および発信の推進

2. オープンデータとは

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータという。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

3. オープンデータ公開に関する基本原則

オープンデータの推進における基本原則は以下のとおりとする。

- (1) 市が保有する情報は、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 法令、条例等による制約があるもの、個人情報（個人情報保護法による「匿名加工情報」を除く）を含むもの、公開によって第三者が不利益を被るものは対象外とする。
- (3) 可能な限り二次利用かつ機械判読が可能なデータ形式（※1）で公開する。
- (4) 新しく作成するデータは、可能な限りオープンデータを前提とした二次利用かつ機械判読に適したデータ形式で作成し、公開する。
- (5) 公開したデータは更新頻度に応じて定期的に更新する。
- (6) オープンデータの取り組みに係る費用対効果や業務負荷について十分に考慮・工夫し、効率的に取り組みを進める。
例) 保有しているデータをそのまま公開する、データ項目等の加工を要する場合等は職員の作業負荷を最小限に抑える方法で作成する、など
- (7) 公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本市はその責を一切負わない旨を明示する。

4. 著作権について

オープンデータは下記条件のもとに公開する。

- (1) 本市が公開するオープンデータは、クリエイティブ・コモンズ（※2）表示 4.0 国際ライセンスのもとに公開する。
- (2) 表示するライセンスは原則として「CC BY」（※3）または CC0 1.0 ライセンスのもとに「CC 0」（※4）の表示で公開する。
- (3) 本市の「CC BY」ライセンスを表示して公開しているデータを利用する場合は、利用者は出典表示を下記のとおり行うこととする。
 - ①データを改変せずに利用する場合
 - 例 1) 伊丹市、CC BY 4.0
 - 例 2) 「データ名」、伊丹市、CC BY 4.0、「当該ページの URL」、「利用年月日」 等
 - ②データを改変して利用する場合
 - 例 1) 「データ名」、伊丹市、「当該ページの URL」を加工して作成
 - 例 2) 「データ名」、伊丹市、CC BY 4.0、「当該ページの URL」を基に「作者名」が作成 等

5. 推進体制

オープンデータの推進は全庁で取り組むものとする。

オープンデータの管理及び庁内でのデータ公開の促進は CIO(副市長)をトップとするデジタル戦略推進本部の下、デジタル戦略室が行うものとする。

6. 方針の見直し

本方針は、国内外の情勢、技術の進展等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

※1 オープンデータにおける標準的なデータ公開形式について

段階	データ形式	特徴
1	PDF JPG	市 HP で文書・データを公開する際に一般的に用いられているデータ形式。編集不可であるため、二次利用が難しい
2	XLSX DOCX	文書・グラフ等のデータを作成する際に選択される形式。編集可能だがコンピュータ処理をする場合は各ファイルのフォーマットを合わせる必要がある。
3	CSV シユープファイル	特定のアプリケーションに依存せず、コンピュータでのデータ処理に向いている形式。
4・5	RDF XML など	Web 標準形式で機械判読が可能。

伊丹市では第3段階にあたる CSV 形式等でのオープンデータ公開を目指して取り組むこととするが、他の形式での公開を妨げるものではない。

※2. クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC ライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。

「CC ライセンス」とは、インターネット時代の新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません」という意思表示をするためのツールであり、CC ライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる。(引用元：<https://creativecommons.jp/licenses/> クリエイティブ・コモンズ・ジャパン HP)

利用条件に応じて複数のライセンス表示がある。

※3. 「CC BY」とは、原作者のクレジット(氏名、作品タイトル等)を表示することを主な条件とした上で、改変や営利目的での二次利用が許可される最も自由度の高い CC ライセンスである。(引用元：<https://creativecommons.jp/licenses/> クリエイティブ・コモンズ・ジャパン HP)

※4. 「CC 0」とは、出展の明記等は不要であり、利用にあたっては著作権による制限がありません。著作権が消滅した状態であるみなすことができるものです。

参考資料

- ・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて

<https://creativecommons.jp/> (クリエイティブ・コモンズ・ジャパン HP)

- ・ オープンデータについて

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/ (地方公共団体のオープンデータ推進について：総務省 HP)

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009122400048/files/QandA.pdf>

(オープンデータ Q&A(職員向け)：会津若松市 HP)